

電気・ガスおよび水道の供給承諾保留要請に係る事務取扱要領

(供給承諾保留要請上の留意事項)

第1条 電気・ガスおよび水道の供給の承諾保留を関係事業者に要請する場合は、次の事項に留意して、迅速かつ適正な運用を図ること。

- (1) 建築基準法第9条に規定する命令をしていること。
- (2) 当該建築物が居住の用に供されていないこと。
- (3) 使用申込みの承諾前であること。
- (4) 当該建築物には、供給事業者に供給の承諾保留を要請した旨掲示すること。

(電気に係る事務取扱)

第2条 電気に係る具体的な事務取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 供給の承諾保留の要請は、別記第1号様式の要請書によって行うこと。
- (2) 要請に際しては、命令書の写しを添付すること。
- (3) 供給の承諾保留を要請したときは、当該建築物の建築主および工事施工者に対し、別記第2号様式により確実な方法で通知すること。
- (4) 供給申込者と法第9条命令を受けた者とは、必ずしも同一人物とは限らないので調査の上、同一人物でない場合は、要請書にその旨記載すること。
- (5) 要請書の送達方法
 - ア 宛先は、「北海道電力株式会社函館支店」とする。
 - イ 封書に「供給承諾保留に係る要請書在中」と朱書きする。
- (6) 緊急の必要がある場合は、建築監視員が記名および押印の上、要請できるものとする。
- (7) 要請後の経過措置、現況等については、できる限り積極的に電話で連絡すること。
- (8) 是正措置が完了した場合は、直ちに電話で連絡するとともに、別記第3号様式により正式に通知すること。

(ガスに係る事務取扱い)

第3条 ガスに係る具体的な事務取扱いは、電気に係る事務取扱いに準

ずるものとし，要請書の宛先は，北海道ガス株式会社函館支店あてとする。

（水道に係る事務取扱い）

第4条 水道に係る具体的な事務取扱いは，電気に係る事務取扱いに準ずるものとし，要請書の宛先は，函館市水道事業管理者あてとする。

附 則

この要領は，平成7年11月17日から施行する。

附 則

この要領は，平成20年2月22日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

函 都 指
平成 年 月 日

様

函館市長

電気
違反建築物に対するガスの供給承諾保留の要請について
水道

このことについて、下記の建築物は建築基準法の規定に違反している
ため、
電気
ガスの供給の承諾を保留されるよう要請します。
水道

記

建築物所在地	函館市 町
建築主 住所氏名	
供給申込者	
建築工事施工者 住所氏名	
建築物概要	
措置命令年月日	平成 年 月 日
標識設置年月日	平成 年 月 日
違反の概要	
未入居確認年月日	平成 年 月 日
備考	

建築物概要の欄は、建築物の用途、構造、階数、規模等を記載する。

別記第2号様式（第2条関係）

函 都 指
平成 年 月 日

様

函館市長

電気・ガス・水道の供給承諾保留を要請した旨の通知

が函館市 町 に建築中の建築物は、
平成 年 月 日付けで、電気・ガス・水道の供給の承諾保留を
要請したので通知します。

なお、このことに関する質疑は、函館市都市建設部建築指導課に申し
出てください。

連絡先

都市建設部建築指導課指導担当

電話 21-3394

担当者

別記第3号様式（第2条関係）

函 都 指
平成 年 月 日

様

函館市長

電気
違反建築物に対するガスの供給承諾保留の解除について（通知）
水道

さきに要請した下記の建築物の供給の承諾保留については、是正措置が完了したので解除するようお願いします。

記

敷 地 の 位 置	函館市 町
供給の承諾保留日 要請年月日	平成 年 月 日
建 築 主 名 住 所 氏 名	
用 途	
是正措置完了年月日	平成 年 月 日
備 考	